

# 令和8年9月1日から生活道路の自動車の法定速度が引き下げられます！ ～改正道路交通法施行令が施行～

60 km/hから30 km/hへ

## ★最高速度の指定がある場合

道路標識又は道路標示により最高速度が指定されている道路では、その速度（指定速度）が最高速度となります。



## ⇒最高速度の指定がない場合

法定速度が最高速度となります。

令和8年8月まで自動車の法定速度（※）は一律60km/h。だから、最高速度の指定がない場合、どんなに狭い道でも、最高速度は60km/hだったんだ！ ※一般道路の場合



なにがどう変わる？



改正

## ▼生活道路の法定速度の引下げ（60km/h→30km/h） （令和8年9月1日～）

### ★生活道路とは？

主に地域住民の日常生活に利用される、中央線や中央分離帯などがない比較的狭い道路のことです。

「生活道路」は、最高速度の指定がない場合、令和8年9月1日から、**30km/h**に引き下げられた法定速度が最高速度となります。

生活道路の例



## ▼以下の道路の法定速度は引き続き60 km/hです▼

1

道路標識又は道路標示による中央線又は車両通行帯が設けられている一般道路



2

道路の構造上又は柵その他の工作物により自動車の通行が往復の方向別に分離されている一般道路



3

高速自動車国道のうち、本線車道並びにこれに接する加速車線及び減速車線以外のもの（料金所や一般道路と高速道路をつなぐ、いわゆる「ランプ」が該当）

4

自動車専用道路

